



# 第1回 ケアリーバーの支援のあり方検討委員会

## 次第・出席者名簿

### 次第

1 開会

2 委員紹介

3 座長選出

4 議題

- (1) 実態把握調査の実施内容について
- (2) 今後の検討の進め方について

5 その他

6 閉会

### 出席者

#### (委員)

(敬称略)

所属・役職	氏名
関西福祉科学大学社会福祉学部 教授	遠藤 洋二
一般社団法人兵庫県児童養護連絡協議会 副会長	大野 誠
社会福祉法人すいせい 理事長	岸田 耕二
尼崎駅前法律事務所 弁護士・社会福祉士	曾我 智史
医療法人仁寿会石川病院 看護師	富岡 弥郁
公益社団法人家庭養護促進協会 事務局長	橋本 明
特定非営利活動法人 Giving Tree ピアカウンセラー	畑山 麗衣
特定非営利活動法人ブリッジフォースマイル 理事長	林 恵子
公益財団法人神戸やまがき財団	三浦 華子
社会福祉法人恵風会高岡病院	三木 崇弘

#### (オブザーバー)

明石こどもセンターこども支援課長	足立 享平
兵庫県尼崎こども家庭センター所長	川端 丈彦

#### (事務局)

福祉部長	生安 衛
福祉部次長	内藤 良介
福祉部児童課長	稲田 直彦
福祉部児童課 こども安全官	助野 吉郎
福祉部児童課 主幹(児童施設担当)	藤本 太一
福祉部児童課 主幹(特定妊婦支援担当)	吉住 惇
福祉部児童課	三輪 大貴

オンライン

# 1. 検討委員会の目的

- ① 令和4年6月に公布された**児童福祉法改正**により、令和6年度から、**22歳以降の支援が可能**になるとともに、ケアリーバーの**実態把握と必要な支援の実施が県の業務**に位置づけられる。
- ② ケアリーバーへの支援を推進するため、**実態把握調査**の実施と**必要な支援を検討**する委員会を設置する。

参考資料 p.2

## 所掌事務

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) ケアリーバーの**実態把握**に係る調査内容に関すること。
- (2) ケアリーバーへの**必要な支援**に関すること。
- (3) その他、ケアリーバーの支援の推進に関すること。

ケアリーバーの支援のあり方検討委員会設置要綱第2条

2

# 2. 検討委員会委員

- ① 日頃から子どもたちと関わりのある**支援者**や**自立支援の事業所**、当事者である**社会的養護経験者**を構成員(10名)として、ケアリーバーの実態把握と具体的な支援のあり方を検討する。

(敬称略)

所属	役職	氏名	備考
関西福祉科学大学社会福祉学部	教授	遠藤 洋二	学識者
一般社団法人兵庫県児童養護連絡協議会	副会長	大野 誠	児童養護施設
社会福祉法人すいせい	理事長	岸田 耕二	就労支援
尼崎駅前法律事務所	弁護士・社会福祉士	曾我 智史	法律
医療法人仁寿会石川病院	看護師	富岡 弥郁	社会的養護経験者
公益社団法人家庭養護促進協会	事務局長	橋本 明	里親支援
特定非営利活動法人 Giving Tree	ピアカウンセラー	畑山 麗衣	社会的養護経験者
特定非営利活動法人ブリッジフォースマイル	理事長	林 恵子	自立支援
公益財団法人神戸やまぶき財団	事務局次長	三浦 華子	進学支援
社会福祉法人恵風会高岡病院	児童精神科医	三木 崇弘	医療

3

## 3. 座長選出

- ① ケアリーダーの支援のあり方検討委員会設置要綱第3条により、会務を総理し、委員会を代表する**座長を置く**こととしている。
- ② 座長は、**委員の互選**によって定めることとしていることから、第1回委員会の場で**座長を選出**する。

### 組織

第3条 委員会は、別表に掲げる10名以内の委員で組織する。

- 2 委員会に**座長を置く**。
- 3 座長は、**委員の互選**によって定める。
- 4 座長は、**会務を総理**するとともに、**委員会を代表**する。
- 5 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、座長が指名する者がその職務を代理する。

ケアリーダーの支援のあり方検討委員会設置要綱第3条

4

## 4-1. 議題1 実態把握調査の実施内容について

### ご意見いただきたい内容

参考資料 p.3

- ① 生活の状況等の確認、支援策への反映のほか実態把握を行う意義は何か(**目的**)。
- ② アンケート調査の進め方は適切か(**進め方**)。
- ③ 支援策を検討する観点から、アンケート調査の項目、選択肢は適切か(**内容**)。
- ④ 令和6年度以降の実態把握をどのように行うか(**来年度以降の進め方**)。

5

## 4-1-1. 実態把握調査の目的

議題1

- ① 児童福祉法改正により、ケアリーバーの**実情の把握**と自立のために**必要な援助**が県が行わなければならない業務に位置づけられ、当該業務は**児童相談所の業務**としても位置づけられた。
- ② 必要な援助を行うための**支援体制の整備**には、**まず実態把握が重要**であることから、必要な調査を行う。

参考資料 p.3

### 改正児童福祉法

第十一条 都道府県は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

一(略)

二 児童及び妊産婦の福祉に関し、主として次に掲げる業務を行うこと。

イ～リ(略)

又 措置解除者等の**実情を把握**し、その自立のために**必要な援助**を行うこと。

三(略)

②～⑦(略)

第十二条 都道府県は、**児童相談所**を設置しなければならない。

②(略)

③ 児童相談所は、児童の福祉に関し、主として**前条**第一項第一号に掲げる業務(市町村職員の研修を除く。)並びに同項**第二号**(イを除く。)及び第三号に掲げる業務並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十二條第二項及び第三項並びに第二十六條第一項に**規定する業務を行うものとする**。

④～⑧(略)

6

## 4-1-2. 実態把握調査の進め方

議題1

- ① 対象施設は、まずは**児童養護施設、里親、ファミリーホーム**を対象とし、令和6年度以降その他の施設の参考とする。
- ② 対象者は、退所後数年間の間につまづくことが多いことから、その間の支援ニーズの把握のため**直近5年間**に退所した**18歳以上**の者とする。
- ③ 調査方法は、郵送の手間を省き、回答、集計のしやすさも考慮し、**WEBアンケート方式**を原則とする。

### 共通事項

調査委託 一般社団法人兵庫県児童養護連絡協議会(調査項目の素案作成、調査実施の調整、結果のとりまとめ等)

対象地域 兵庫県所管分 ※神戸市は令和4年度に実施済み

対象施設 **児童養護施設、里親、ファミリーホーム** ※今年度は**対象を絞って**実施

参考資料 p.8

### アンケート

対象者 平成30(2018)～令和4(2022)年度の**過去5年間**に退所した**18歳以上**の者(**約300名**)  
※**家庭復帰(親と同居)**は**除く**自立退所の者。措置延長、措置変更の者も含む

参考資料 p.9

調査方法 **WEBアンケート方式**

参考資料 p.10

調査時期 7月中旬～8月初旬 ※第1回検討委員会後、速やかに実施

謝礼 回答者には謝礼として**Amazonギフト券500円分**を送付

参考資料 p.11

インタビュー ※第2回検討委員会で議論

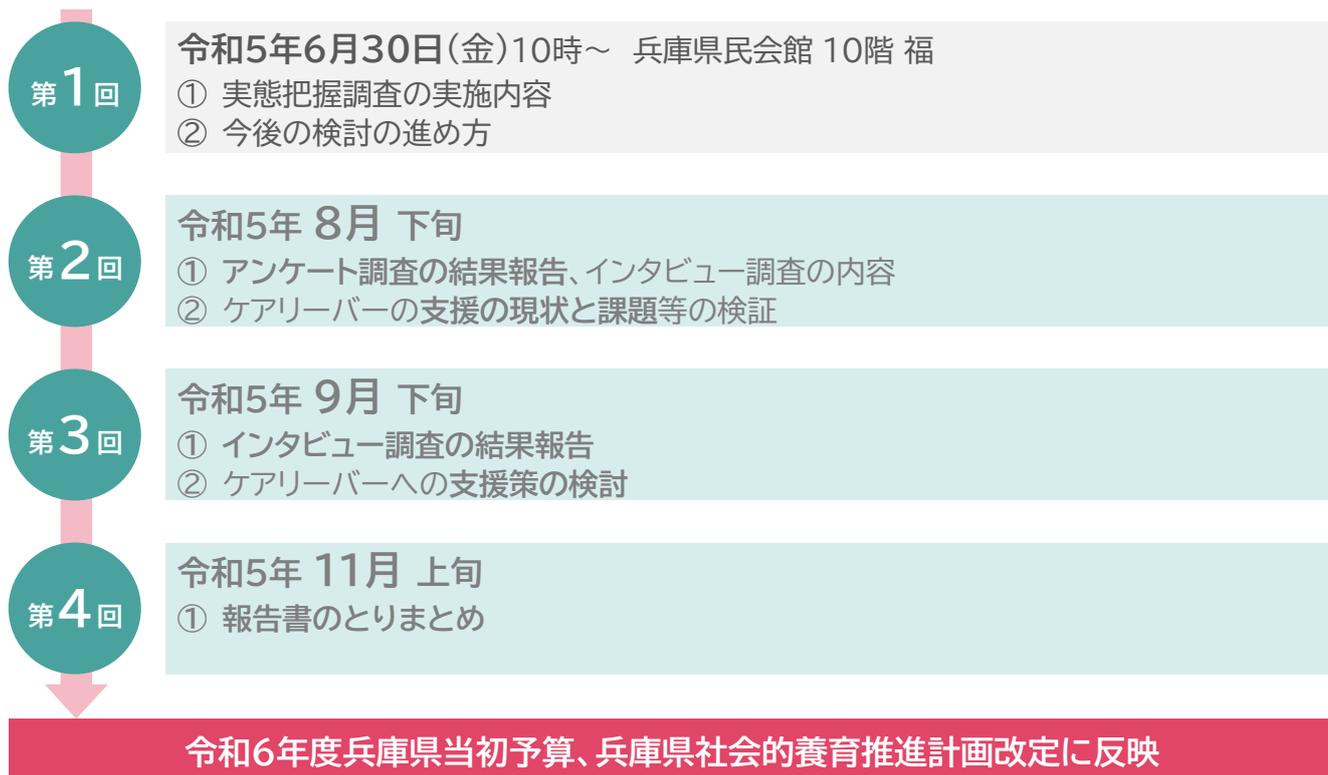
対象者 アンケート回答者の中からインタビューの了承の得られた者から実施

調査方法 出身施設の職員が訪問等により、インタビュー調査を実施

調査時期 9月初旬～10月初旬 ※第2回検討委員会後、速やかに実施

7





## 本委員会での検討内容例

参考資料 p.15～18

- ① 将来の選択肢を広げるために入所中にどのような機会の提供が必要か。
- ② 就職に向けた入所中の支援、退所後の就労継続に向けた企業等とどのように連携するか。
- ③ 大学進学に向けた入所中の支援、進学後の卒業までの支援をどのように行うか。
- ④ 相談できる多様な選択肢がある相談体制をどう構築するか。
- ⑤ 相談を受けたうえで、住まい、法的トラブル、病気など困りごとにどう対応するか。
- ⑥ 居場所づくりは必要か、どのような居場所が必要か、誰が担うか。
- ⑦ 施設、里親、民間団体、当事者、行政等の支援機関がそれぞれどのように役割を果たすか。